

## 中国最新法令＜速報＞

2025年7月25日号(No.438)

### 不正競争防止法

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.morihamada.com/>

本号編集責任者:江口 拓哉

#### I. 重要法令等の解説

##### 1. 「不正競争防止法」

#### II. 特集:中国初の事業者集中審査行政訴訟事件の紹介

#### III. 注目法令等の紹介

##### 1. 「データ域外移転安全評価申告ガイドライン(第三版)」

##### 2. 「中小企業代金支払保障条例(2025年改正)」

#### IV. その他の法令等一覧

## I. 重要法令等の解説

### 1. 「不正競争防止法」

#### 反不正当竞争法

全国人民代表大会常務委員会 2025年6月27日公布、同年10月15日施行

執筆担当:吉 佳宜、塩崎 耕平

2025年6月27日、第14回全国人民代表大会常務委員会の第16回会議で、「不正競争防止法」の改正法(以下「改正法」という。)が可決され、公布された。改正法は、2025年10月15日より施行される。

改正法は、中国における近年のデジタル経済の急速な発展を背景に、法律レベルで、商業上の混同行為や商業賄賂等の従来の不正競争行為に対する規制を強化するとともに、新たにネットワーク不正競争行為に関する規制を明確化し、プラットフォーム事業者の責任を強化している。また、大企業等の優越的地位の濫用に関する規制や、中国の不正競争防止法の域外適用等の規制の新設・改正も行っている。このように現行法を相当程度改正するものであるといえるため、実務に一定の影響を及ぼすことが想定される。

「不正競争防止法」(以下「現行法」という。)は、1993年に施行され、過去に2017年改正及び2019年改正の2回の改正が行われた。また、国家市場監督管理総局から2022年11月に「不正競争防止法(改正草案意見募集稿)」が、全人代常務委員会から2024年12月に「不正競争防止法(改正草案)」が公表されており、合計2回のパブリックコメント手続きが実施された。

2025年6月27日に公布された改正法は、現行法より8つの条文を新たに追加し、条文の総数は41条に増えた。主な改正点は以下のとおりである。

## (1) 商業上の混同行為の種類の追加と幫助行為の禁止

現行法は、影響力がある他人の標章(商品の名称、包装、装飾、企業名称、社会組織の名称、氏名、ドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称やウェブページ等)の無断使用等を例示したうえで、それらを「混同行為」として不正競争行為に含めている(現行法6条)。改正法では、部門規則より上位の法律レベルで、ハンドルネーム、ニューメディアのアカウント名称、アプリケーションプログラムの名称又はアイコンを「混同行為」の例示に加えるとともに、他人の登録商標、未登録の馳名商標を無断で企業名称の中の商号として使用する行為<sup>1</sup>、及び他人の商品名称、企業名称や登録商標、未登録の馳名商標等を検索キーワードとして設定する行為<sup>2</sup>を混同行為に追加した(7条1項、2項)。

さらに、改正法は、事業者が他人による混同行為の実施を幫助することを禁止し(7条3項)<sup>3</sup>、幫助行為を行った者は、混同行為の実施者と同様の処罰基準が適用されることとした(23条1項)。もともと、違法商品を販売して幫助行為を行った場合、①販売者がその販売した商品が違法商品に該当することを知らず、②当該商品は自らが合法的に取得したものであることを証明し、かつ③提供者を説明することができる時、行政処罰を受けない(23条2項)。

<sup>1</sup> なお、2022年3月20日から施行された「『不正競争防止法』適用の若干問題に関する解釈」(以下「不正競争防止法司法解釈」という。)13条に、当該行為が混同行為に属することが規定されている。[本ニュースレターNo.373\(2022年4月15日発行\)](#)をご参照。また、商標法58条も、他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称の中の商号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争行為を構成した場合は、不正競争防止法に従い処理すると規定しているため、不正競争防止法と商標法間の整合性問題が解決された。

<sup>2</sup> なお、「ネットワーク不正競争防止暫定規定」7条2項にも商業標章の検索キーワードとしての無断設定行為が混同行為に属することが規定されている。

<sup>3</sup> なお、不正競争防止法司法解釈15条に、他人による混同行為実施のために倉庫保管、輸送、郵送、印刷、隠匿、経営場所等の便宜を供与した場合、他人に権利侵害行為の実施を幫助した者として、行為者とともに連帯責任を負う旨が規定されている。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

## (2) 商業賄賂の規制範囲の拡大及び関連規制の強化

1993年に中国の不正競争防止法が初めて制定された際には、商業賄賂の収賄行為も規制対象であったが<sup>4</sup>、2018年1月に施行された改正後の不正競争防止法では、収賄行為に関する記載が削除され、現行法でも特に規制する規定は存在しない。他方、地方レベルの法令では、商業賄賂の収賄行為を規制するものがある<sup>5</sup>。実際に商業賄賂が行われる場面では、贈賄側が主導する場合だけでなく、収賄側が主導する場合もあり得る。今回の改正により、全国レベルの法令で、商業賄賂を収受する側<sup>6</sup>((i)取引相手の従業員、(ii)取引相手の委託を受けて関連事務を処理する企業又は個人、(iii)職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす企業又は個人)は、賄賂を収受してはならないことが明確に規定された(8条2項)。

加えて、商業賄賂を収受する側の違法行為に対する罰則も追加され、商業賄賂の贈賄者と同様の行政処罰の基準が適用されることとなった。また、行政処罰を受ける主体として、現行法上の事業者のみならず、贈賄を行った当該事業者の責任者個人や、賄賂を収受した個人も処罰される可能性がある点に注意が必要である。具体的には、(i)事業者が贈賄を行い、又は賄賂を収受した場合は、違法収入の没収、10万元以上100万元以下の過料、100万元以上500万元以下の過料及び営業許可書の取上げ(情状が重い場合)に処される可能性があり(24条1項)、(ii)贈賄を行った事業者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者が贈賄の実施に対して個人的責任を負う場合、又は個人が賄賂を収受した場合は、違法所得の没収、100万元以下の過料に処される可能性がある(24条2項)。

これにより、商業賄賂の収賄行為が再び全国レベルの法令で規制されることとなり、違反した場合には行政処罰も受ける可能性があるため、実務上の影響が大きいと考えられる。

## (3) ネットワーク不正競争行為に関する規制の強化

改正法は、新たなネットワーク不正競争行為として、①事業者が、詐欺、脅迫、技術管理措置の回避又は破壊等の不当な方式により、他の事業者が合法的に保有するデータを取得し、使用すること(13条2項)、及び②事業者が、プラットフォーム規則を濫用し、直接又他の事業者に指図して、虚偽取引、虚偽評価又は悪意のある返品等の行為を行うことを禁止している(13条3項)<sup>7</sup>。

<sup>4</sup> 1993年の不正競争防止法8条では、事業者は、財産又はその他の手段で賄賂行為を行うことにより商品を販売又は購入してはならず、帳簿に記載することなく密かに相手側単位又は個人にリベートを贈ることが贈賄行為として処分される旨、相手側単位又は個人から、帳簿に記載することなく密かにリベートを受け取ることが収賄行為として処分される旨が規定されていた。

<sup>5</sup> 例えば、上海市不正競争防止条例は、「いかなる企業及び個人も、賄賂を収受し、収受を約束し、又は他者を通じて賄賂を収受して、事業者のために取引の機会又は競争上の優位性の獲得をはかってはならない。」と規定している(同条例9条2項)。また、浙江省不正競争防止条例は、「いかなる企業及び個人も、賄賂を収受して事業者のために取引の機会又は競争上の優位性の獲得をはかってはならない。」と規定している(同条例10条2項)ほか、違反した場合の罰則として、違法所得の没収、企業に対する10万元以上300万元以下の過料、個人に対する5万元以上50万以下の過料も規定している(同条例27条)。

<sup>6</sup> 改正草案意見募集稿の段階では、取引相手自体が商業賄賂を収受する側として記載されていたが、改正法は、取引相手自体については商業賄賂を収受する側とせず、現行法の規定を維持した。本ニュースレターNo.390(2022年12月23日発行)をご参照。

<sup>7</sup> 国家市場監督管理総局は、2025年6月27日にネットワーク不正競争行為に関する5件の典型事例を公表した。その中には、今回の改正で禁止されている上記①及び②に該当する事例がそれぞれ1件ずつ含まれている。ただし、これらの事例は改正法施行前の事例であるため、いずれも現行法12条2項4号の包括条項(「他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害し、破壊するその他の行為」)に該当するとして、現行の不正競争防止法違反と認定されている。改正法の施行  
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

## (4)プラットフォーム事業者の責任の強化

改正法は、プラットフォーム事業者がプラットフォームに出店した事業者に対して、その価格決定規則に従い、原価を下回る価格で商品を販売することを強制し又は形を変えて強制することを禁止し、プラットフォームが主導する悪質な価格競争を防ぐことを企図している(14条)。プラットフォーム事業者が当該規制に違反した場合、違法行為の停止、5万以上50万以下の過料、50万以上200万以下の過料(情状が重い場合)に処される可能性がある(30条)。

また、改正法は、法律レベルで、プラットフォーム事業者の義務を詳細に規定した<sup>8</sup>。具体的には、①プラットフォームサービス契約及び取引規則においてプラットフォーム内の公平競争規則を明確にすること、②不正競争通報、苦情申立及び紛争処理の仕組みを講じること、③プラットフォームに出店した事業者に指導等を行うこと、及び④プラットフォームに出店した事業者が不正競争行為を行っていることを発見した場合にのみ対応義務を負うこと(処理措置の構築、関連記録の保存、当局への報告)等が規定されている(21条)。

## (5)大企業等の優越的地位の濫用に関する規制の追加

改正法は、大企業等の事業者が、自らの資本、技術、取引ルート、業界での影響力等の優越的地位を濫用し、中小企業に対して明らかに不合理な支払期限・方法・条件や違約責任等の受け入れを要求し、中小企業の商品、工事、サービス等に係る代金の支払を遅延してはならないと規定した(15条)。この点、「市場競争秩序を乱す」という結果要件は要求されていないため、「大企業」に該当する事業者が、「優越的地位」を濫用し、「中小企業」への明らかな不合理な制限を行った場合、当該規制が適用される点に留意を要する<sup>9</sup>。また、違反した場合、該当事業者は、期限付き是正、100万元以下の過料(期限過ぎても是正しない場合)、100万元以上500万以下の過料(情状が重い場合)に処される可能性がある(31条)。

## (6)域外適用規制の新設

不正競争防止法司法解釈は、司法実務上の中国の不正競争防止法の域外適用を規定しているが<sup>10</sup>、現行の不正競争防止法そのものには、域外適用に関する規定が存在しなかった。改正法では、中国国外において実施した不正競争行為が、中国国内の市場競争秩序を乱し、中国国内の事業者又は消費者の合法的権益を損害した場合、中国の不正競争防止法及び関連法律の規定に基づき取り扱うことが規定された(40条)。これにより、行政面で

---

により、今後、これらの行為に対する明確な法令根拠が与えられることとなる。

<sup>8</sup> その一部の内容は「ネットワーク不正競争防止暫定規定」6条にも規定されている。

<sup>9</sup> 現行の中小企業区分基準として、2011年6月18日から施行された「中小企業の分類基準に関する規定」があり、これに基づいて大企業や中小企業が認定される。しかし、当該規定は15年近く改正されておらず、中国の近年の産業構造や新たな業界分野に適合しなっている部分がある。当該規定は、2021年に一度意見募集が行われたものの、現時点ではまだ正式に公布されてないため、今後の法改正の動向に引き続き注目する必要がある。

<sup>10</sup> 不正競争防止法司法解釈 27条によれば、訴えられた不正競争行為は中華人民共和国領域外で発生したが、権利侵害結果は中華人民共和国領域内で発生した場合において、当事者が当該権利侵害結果の発生地の人民法院の管轄を主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならないとされている。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

も中国の不正競争防止法の域外適用が整備・確立されたので、実務の動向を注視する必要がある。

## (7)その他の改正

上記のほか、改正法では、虚偽宣伝、不当な景品付き販売、商業中傷等の従来の不正競争行為における禁止行為の種類の追加(9条~11条)、事業者が不正競争防止法に違反した疑いがある場合の監督検査部門による関連責任者との面談制度<sup>11</sup>の確立(18条)や法律責任の厳格化(4章)も行われた。

(全41条)

## II. 特集:中国初の事業者集中審査行政訴訟事件の紹介

執筆担当:鈴木 幹太、塩崎 耕平

本稿は、中国初の事業者集中審査行政訴訟事件(以下「本事案」ということがある。)について紹介するものである。本事案は2008年の中国独禁法の施行以降、初めて事業者集中審査決定に関する行政訴訟が提起され、判決により確定した事案である。また、審理対象となった中国国家市場監督管理総局の独占禁止局(以下「SAMR」という。)の決定は、事業者集中の申告基準に達しない取引を正式に立件審査し決定を行った事案としても中国で初めてのものである。本事案は、事業者集中審査決定に関する行政訴訟を提起する原告の適格性、制限的条件付き認可の適法性等、実務上重要な論点について判示しており、以下、本事案の概要と意義について説明する。

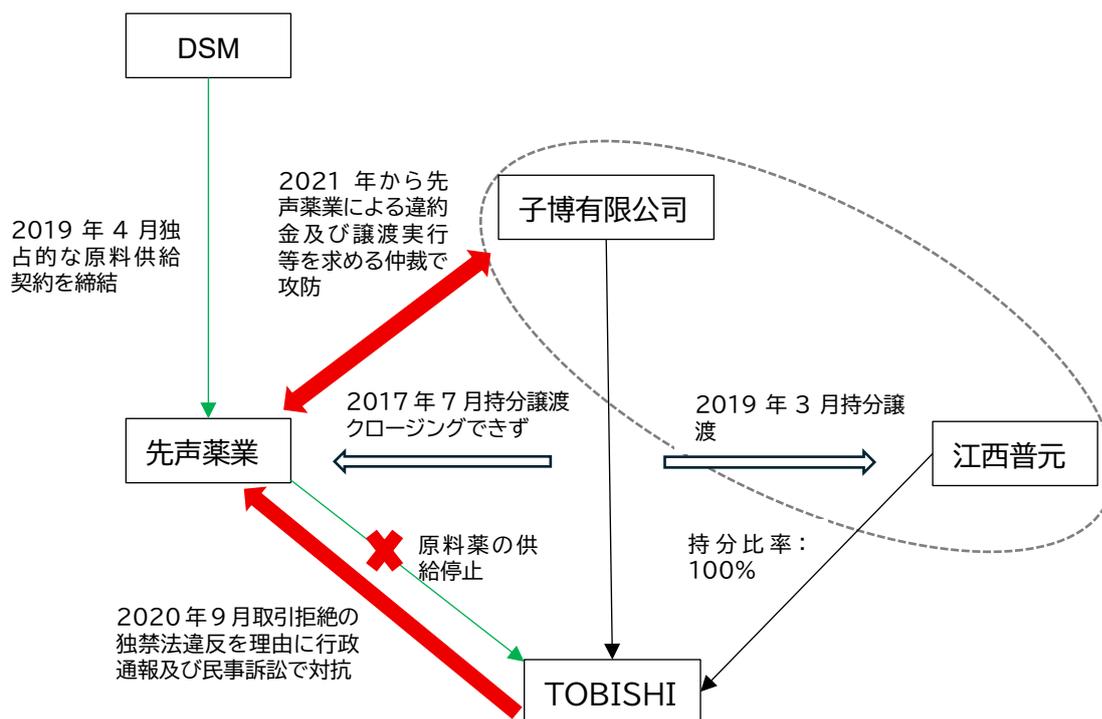
### 1. 背景

北京托畢西薬業有限公司(以下「TOBISHI」という。)はバトロキシン注射液(Batroxobin Injection)の製造及び販売を行っており、中国国内でバトロキシン注射液の製造資格及び生産能力を有する唯一の企業である。先声薬業有限公司(以下「先声薬業」という。)は医薬品の製造・販売を主要業務とし、バトロキシン注射液の研究開発を進めている。2017年7月21日、先声薬業はTOBISHIの株主である子博有限公司と持分譲渡契約(以下「譲渡契約」という。)を締結し、TOBISHIの全株式を取得すること(以下「本取引」という。)を企図した。これ

<sup>11</sup> 2025年7月18日、国家市場監督管理総局は、餓了麼(ウーラマ)、美团及び京東の3つのフードデリバリープラットフォーム企業に対して面談を行い、「電子商取引法」、「反不正競争法」、「食品安全法」等の法律を厳格的に遵守すること、販売促進行為を規範化すること、理性的な競争を行うこと等を求めた(国家市場監督管理総局 HP:[https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art\\_3aec8dfb0b284c48959344c4514ccf50.html](https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_3aec8dfb0b284c48959344c4514ccf50.html))。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

に対し、TOBISHI は本取引の実行に反対し、以降、先声薬業と TOBISHI は本取引を巡り、持分譲渡の実行、仲裁手続及び仲裁判断の執行、独禁法調査及び同調査後の民事訴訟等複数の法的手続きを通じて攻防を展開した。本事件における各当事者の関係及びこれらの法的手続は下図のとおりである。詳細な時系列は文末の表をご参照されたい。



TOBISHI はこれらの手続で本取引を阻止できなかったため、2022年に中国国家市場監督管理総局の独占禁止局(以下「SAMR」という。)に対して自発的に事業者集中の申告を行い、事業者集中審査手続によって本取引の阻止を図ったところ、最終的に行政訴訟(以下「本事案」という。)に発展した。

本事案は中国の独禁司法実務において複数の「一号事案」とであるといえる。まず、本事案は2008年施行の中国独禁法(以下「独禁法」という。)以降、初めての事業者集中審査に関する行政訴訟事件であり、かつ初めて事業者集中審査決定に対して司法による確定判決が出された事案となっている。さらに、審理対象となった SAMR の決定は、事業者集中の申告基準に達しない取引を正式に立件審査し決定を行った<sup>12</sup>中国初の事例であり、かつ

<sup>12</sup> 「独占禁止法」26条2項によれば、事業者の集中が国务院規定の申告基準には達していないが、かかる事業者の集中が競争を排除もしくは制限する効果を有し又は有する可能性があることを証明する証拠がある場合、国务院独占禁止法執行機構は、事業者に対し、申告をするよう要求することができる」とされている。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

現時点までに申告基準未達の事業者集中案件で制限的条件付きの認可決定が行われた唯一の事例でもある。

## 2. 本事案の主要内容

2022年6月29日、TOBISHIは本取引が事業者集中申告基準に達しないにもかかわらず、本取引を阻止するための方策の一環として自発的にSAMRへ申告書を提出し、同年7月20日に先声薬業もSAMRの通知を受けて申告を行った。約1年の審査を経て、SAMRは2023年9月に本取引が中国国内バトロキシン注射液市場に排他的・制限的競争効果を有するおそれがあると認定した上で、先声薬業が提出した独占的な原料供給契約の解除、研究開発事業の第三者に対する分離譲渡、薬価引下げ等の制限的条件付き確約案(以下「確約案」という。)は当該競争阻害のおそれを有効に緩和し得ると判断し、制限的条件付きの認可決定(以下「本係争決定」という。)を行った。

TOBISHIは確約案が競争阻害を除去し得ないとして本取引の禁止決定を求め、SAMRに行政不服審査を申請した。2024年2月、SAMRは行政不服審査決定(以下「本係争不服審査決定」という。)において原決定を維持した。これを不服としたTOBISHIは2024年3月、北京市知的財産人民法院に本係争決定及び本係争不服審査決定の取消しを求める行政訴訟を提起し、先声薬業は第三者として本訴に参加した。

人民法院は審理の結果、本事案の五つの争点及びそれぞれに対する認定を以下のとおり示した。

### (1) TOBISHIが本事案の原告適格を有するか

SAMR及び先声薬業はTOBISHIが原告適格を有しないと主張した。

これに対し、人民法院は本係争決定が制限的条件付きの認可決定であり、集中後のTOBISHIに法定義務を課すものであることから、TOBISHIの合法的利益に実質的影響を及ぼすと認め、TOBISHIには行政訴訟を提起する訴えの利益があり、原告適格を有すると判断した。

### (2) 本係争決定に手続上の違法があるか

TOBISHIは、本係争決定が行政許可法の定める法定聴聞手続に重大に違反し、利害関係人である子博有限公司に対する法定告知義務を履行せず、子博有限公司の聴聞権を重大に損なったと主張した。

これに対し、人民法院は、本係争決定は先声薬業と子博有限公司との間の譲渡契約の権利義務関係に関するも

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

のではなく、子博有限公司と先声薬業あるいは TOBISHI との関係を直接に含まないことを理由として挙げて、子博有限公司は行政許可法が定める聴聞権を有する利害関係人に該当しないと判断した。そのうえで、SAMR は法定期間内に告知・送達等の法定手続きを履行し、TOBISHI の手続的権利を保障した上で本係争決定を行っており、当該行政手続は合法かつ適正であると認定した。

### (3)本係争決定の事実認定に誤りがあるか

TOBISHI は先声薬業の申告が SAMR から通知を受けてから行われたのものであり、自発的ではないと主張した。

これに対し、人民法院は TOBISHI が申告基準の売上高要件を満たしておらず、SAMR から申告要請の書面指示がない中で先声薬業が本取引実施前に自発的に申告したことは関連規定に適合すると認定し、本係争決定の事実認定に不当性はないと判断した。

### (4)SAMR が本取引を制限的条件付き認可したことは適法か

TOBISHI は「排他的・制限的競争効果を有する又は有するおそれのある集中を禁止することが法定かつ第一選択の救済手段である」と理解し、本取引の禁止を求めた。これに対し、SAMR は有効な確約案が提出されている場合は禁止を第一選択とせず条件付承認を行うことができ、本取引について禁止すべき事由に該当しないとした。人民法院は独禁法 6 条の規定に基づき、事業者は、公平な競争と自由意思により共同して、法に基づいて集中を実施し、経営規模を拡大し、市場競争力を向上させることができるとされるため、同法が事業者集中に対して「例外的介入」の原則(排除又は制限競争効果を有する、又はその可能性があるものでない限り、事業者集中に介入しないという原則)を明示していると認定した。また、独禁法 34 条及び 35 条においても、禁止が法定かつ第一選択の救済手段として規定されていないことを指摘した。したがって、人民法院は、排除又は制限競争効果を有する、又はその可能性がある事業者集中に対して、SAMR は当然に禁止すべきものではなく、あくまで提出された確約案が競争への不利影響を有効に軽減できないと判断される場合に限り、事業者集中を禁止する決定を行うべきであると判断した。

また、TOBISHI は、本件が二社しか存在しないバトロキシン注射液市場における、その二社間の事業者集中であり、集中後は寡占をもたらす競争を著しく損なう旨を主張した。人民法院は、バトロキシン注射液市場における現行の競争状況は事業者集中審査の対象とするところではないと判断した。先声薬業の提出した確約案を前提として、競争構造の観点から競争者数をみると、集中前後とも当該市場には既存競争者一者(TOBISHI)と潜在的参入者一者(先声薬業)が存在し、禁止決定と条件付認可決定のいずれのシナリオにおいても競争者数に変化はなく、さらに、確約案は本取引が競争にもたらすおそれのある不利な影響を有効に軽減し得るものであると認

定した。

上記に加え、TOBISHI は、先声薬業が原料薬を独占的に供給する手段により本件事業者集中を実現した点について、当該行為が以前 SAMR により取引拒絶として支配的市場地位濫用行為と認定され処罰されたことを根拠として主張した。人民法院は、上記行政処罰は本係争決定(行政許可)とは性質が異なるものであり、先声薬業と子博有限公司との譲渡契約は支配的市場地位濫用行為による強迫に基づき締結されたものではなく、その効力は関係する仲裁機関や人民法院によっても確認されていると認定した。したがって、譲渡契約は上記濫用行為の具体的表現又は直接的結果には該当しないと判断した。

### (5)SAMR が先声薬業提出の確約案を制限的条件付き認可の制限的条件として採用したことは適法か

TOBISHI は確約案に重大な瑕疵があり、競争阻害を有効に緩和し得ないと主張した。これに対し、人民法院は事業者集中審査規定に基づき、SAMR は確約案の有効性、実行可能性及び適時性を評価すべき義務を有し、確約案が競争阻害のおそれを有効に緩和し得る場合には条件付承認を行うことができると指摘した。人民法院は、確約案の有効性、実行可能性及び適時性について分析論証を行った上で、SAMR が係争決定を行った証拠は確実であり、法律の適用も正当であると最終的に認定した。

北京知的財産人民法院は 2024 年 12 月 30 日、本係争決定及び本係争不服審査決定について認定事実は明確であり、法令適用は正当で、手続は合法であるとして TOBISHI の請求を棄却する判決を言い渡した。TOBISHI は法定の上訴期間内に上訴せず、当該判決は既に確定した。

## 3. 本事案の意義

本件判決書において、人民法院は事業者集中審査の複数の重点論点を深く分析し、明確な認定を示したことから、事業者集中審査の実務運用に対し以下の重要な示唆を与えているといえる。

(1)申告人は、禁止決定又は制限的条件付認可決定については行政訴訟を提起する権利を有し、禁止しない旨の決定については行政訴訟を提起する権利を有しない。

人民法院は、SAMR が事業者集中申告に対して行った具体的行政行為の性質を行政許可と認定している。そして、人民法院は、もし禁止しない旨の決定がなされた場合には、集中契約に基づき生ずる権利義務関係が変更又は増加せず、その合法的利益に影響を及ぼさないため、各申告人には行政訴訟を提起する訴えの利益が存在しない一方、もし禁止決定又は制限的条件付認可決定がなされた場合、当該具体的行政行為が各申告人の集中契

約に基づく権利義務関係を否定し、又は集中後の申告人に法定義務を課すものとなり、申告人の合法的利益に影響を及ぼすため、申告人には行政訴訟を提起する訴えの利益が存在すると認定した。

### (2)SAMR は、自発的申告による事業者集中に対して制限的条件付認可決定を行う職権を有する。

人民法院は、独禁法等の関連規定に基づき、事業者集中が申告基準に達しない場合における「自発的申告」と、独禁法上で明確に規定された「申告要求」との審査基準は同一であるべきと認定する。SAMR は、案件の状況に応じて不禁止、制限的条件付認可決定、禁止等の異なる種類の決定を行うことができる。

### (3)禁止は、事業者集中審査における法定かつ第一選択の救済手段ではない。

人民法院は、独禁法 6 条が事業者集中に対する「例外的介入」原則を明確に規定していることを指摘した。また独禁法 34 条及び 35 条も、禁止を法定かつ第一選択の救済手段と位置付けず、禁止しない事業者の集中に対し、SAMR は、集中が競争に与える不利な影響を減少させるための制限的条件の付加を決定することができる」と規定している。独禁法第 4 章の具体的規定は、独禁法 6 条の「例外的介入」原則と合わせて理解すべきであり、切り離して形式的に解釈してはならないとした。

### (4)事業者集中審査の主要な目的は、集中によって生じる競争上の問題を解決することである。

人民法院は、事業者集中審査の目的から見て、「事業者集中が排除的・制限的競争効果を有する又は有するおそれ」とは「集中そのものがもたらす競争問題」を指すと認定した。確約案が当該集中そのものを生じさせる競争問題を解決し、集中が競争にもたらす悪影響を有効に軽減し得る場合、SAMR は制限的条件付認可決定を行うことができるとした。

また、事業者集中審査は、当該取引が排除的・制限的競争効果を有する又は有するおそれがあるかを事前に審査判断するものであり、取引が最終的に実施されるか否かは審査決定の効力に影響を及ぼさず、事業者集中審査において、SAMR は集中契約の有効性について実質的審査を行う義務も必要性も有しないこと、もし当事者間で集中契約の効力について争いがある場合は、仲裁機関又は人民法院が法令及び契約約定に従って確認すべきであると判示した。

## 4. 終わりに

本事案における一連の攻防は、最終的に先声薬業が制限的条件付で TOBISHI の買収を完了することで終結した。本事案は、子博有限公司(TOBISHI の元株主)及び江西普元(TOBISHI 持分二重譲渡の後続買主)は、子

博有限公司と先声薬業との間の譲渡契約における違約責任を問われないように、様々な手段を利用して、先声薬業との譲渡契約の実行を妨害する意図で動いたように見えるため、非常に特殊な事案となっている。もっとも、実務上、一部の企業が自身のビジネス目的を達成し、競争相手の事業や取引を妨害するために、独禁法上の制度を濫用した事例はしばしば見受けられる。

いずれにしても、独禁法の運用は当局による市場監督の手段として用いられることにとどまらず、独禁法に基づく行政告発や事業者集中審査といった制度も事業者による活用が進むにつれ、企業買収取引における防御や駆け引きの手段や事業者がそのビジネス目的を実現するための有効な手段の一つともなる場合もある。他方、ビジネスを展開する際に、競争相手から妨害されるようなリスクがあることを念頭に置いておく必要がある。

## 時系列:

No.	時期	内容
1.	2017年7月	先声薬業が TOBISHI の株主である子博有限公司と持分譲渡契約を締結した。
2.	2019年	譲渡契約は種々の理由により履行されず、2019年には江西普元健康産業有限公司(以下「江西普元」という。)が TOBISHI の持分譲渡を巡る争いに参画し、持分譲渡契約及び支配権移転確認書等の書面に基づき、2019年5月に TOBISHI の法定代表者及び董事会メンバーの実質的な交代を完了した。
3.	2019年4月	先声薬業は原料薬の唯一のサプライヤーである DSM Nutritional Products Ltd Branch Pentapharm と独占的な原料供給契約を締結し、中国国内市場においてバトロキシン原料薬を販売し得る唯一の企業となった。
4.	2019年7月	先声薬業は子博有限公司らを被申立人として、子博有限公司らによる持分譲渡契約違反を理由に5,000万円の違約金支払いを請求する仲裁を申し立てた。仲裁判断はいずれも先声薬業の請求を支持した。
5.	2019年11月	先声薬業は TOBISHI への原料薬供給を停止し、TOBISHI は2020年6月に生産を中止した。
6.	2020年9月	TOBISHI は先声薬業による原料薬供給拒絶等の行為が市場支配的地位の濫用に該当するとして SAMR に通報した。
7.	2021年1月	SAMR は、先声薬業による原料薬供給拒絶行為を取引拒絶に伴う市場支配的地位の濫用と認定し、違法行為停止及び約1億人民元の罰金を命じる行政処罰を行った。
8.	2021年4月～2024年6月	先声薬業は、再び子博有限公司らを被申立人として、譲渡契約の継続履行及び TOBISHI の100%持分譲渡を求める仲裁を申し立てた。仲裁判断はいずれも先声薬業の請求を支持した。その後、子博有限公司及び江西普元は各々人民法院に仲裁判断の取消しや不執行を申し立てたが、いずれも棄却された。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

9.	2022年～ 2024年	SAMRの行政処罰後、TOBISHIは北京知的財産法院に市場支配的地位濫用の民事訴訟を提起し、先声薬業らに対し直ちに市場支配的地位の濫用行為の停止及び2億円の経済損失及び合理的費用の賠償を求めた。その後 TOBISHIは訴訟の取り下げを申し立てて、2024年12月9日付で人民法院の許可を得た。
10.	2024年4月	上記民事訴訟の審理中、先声薬業は仲裁裁決の執行手続きを通じて TOBISHIの100%株式を取得し、法定代表者及び董事等を変更して会社の支配権を取得した。

### III. 注目法令等の紹介

#### 1. 「データ域外移転安全評価申告ガイドライン(第三版)」

「データ出境安全評価申報指南(第三版)」

国家インターネット情報弁公室 2025年6月27日公布、同日施行

執筆担当: 秦 夢雲、塩崎 耕平

国家インターネット情報弁公室は、2025年6月27日に、「データ域外移転安全評価申告ガイドライン(第三版)」(以下「本ガイドライン」という。)を公表した。本ガイドラインは、「データ域外移転安全評価申告ガイドライン(第二版)」<sup>13</sup>(以下「第二版」という。)をアップデートするものであり、変更部分の概要は、以下のとおりである。

「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」9条<sup>14</sup>は、データ域外移転安全評価結果の有効期間延長申請を規定しているが、「第二版」には関連規定が存在しなかった。そこで、本ガイドラインは、その適用条件及び申請手続を明確に規定し、付属文書5として「評価結果の有効期間延長申請表(ひな形)」を追加した。

データ域外移転安全評価結果の有効期間延長が適用できる要件として、本ガイドラインでは、以下の条件を同時に満たすことを要求している。①データ越境移転の目的・範囲等に変更がないこと、②データ取扱者と域外受領者等に変更がないこと、③個人情報越境移転の場合、今後三年間の関係する自然人の数の増加幅が、元の安全評価により認められた過去三年間の越境移転数の20%を超えないこと、④重要データ越境移転の場合、今後三年

<sup>13</sup> すでに制定・公布された当該法令の詳細は、[本ニュースレターNo.420\(2024年4月5日発行\)](#)参照。

<sup>14</sup> データ域外移転安全評価の合格の結果の有効期間は3年とし、評価結果の発行日から起算する。有効期間の満了にあたり、データの域外移転行為の実施を継続する必要があるため、かつデータ域外移転安全評価を改めて申告する必要が生じていない場合には、データ取扱者は、有効期間満了の60業務日前までに所在地の省級ネットワーク情報部門を通じて国のネットワーク情報部門に対し評価結果の有効期間の延長申請を提出することができる。国のネットワーク情報部門の承認を得たときは、評価結果の有効期間を3年延長することができる。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

間のデータ越境の規模(MB/GB/TB)の増加幅が、元の安全評価により認められた過去三年間の越境移転規模の20%を超えないこと、⑤域外受領者と締結した法律文書が「データ域外移転安全評価規則」9条<sup>15</sup>の規定に合致すること、⑥過去三年間のデータ越境活動が評価結果通知書を厳守して実施され、かつ重大なデータ安全事故が発生していないこと

その他、本ガイドラインでは、データ越境移転申告システム上における登録方法やログイン方法等の操作についての説明やデータ取扱者がデータ越境移転申告システムを通じて申告済みの案件の処理の進捗状況を確認できること等の説明が追加されたほか、付属文書の各種ひな形においても内容の明確化や最適化<sup>1617</sup>等が図られた。

(全4条)

## 2. 「中小企業代金支払保障条例(2025年改正)」

「保障中小企業款项支付条例(2025年修订)」

国务院 2025年3月17日公布、2025年6月1日施行

執筆担当:戴 楽天、五十嵐 充

「中小企業代金支払保障条例」は、国家機関、事業単位<sup>18</sup>及び大企業が中小企業<sup>19</sup>に対して遅滞なく契約代金を

<sup>15</sup> データ取扱者は、域外受領者と締結する法律文書の中に、データ安全保護に係る責任義務を明確に約定しなければならず、少なくとも次の各号の内容を含めるものとする。

(1)データを域外に移転する目的、方式及びデータの範囲、域外受領者のデータ取扱の用途、方式等

(2)データの域外保存の場所、期限、及び保存期限が到来し、約定した目的を達成し、又は法律文書が終了した後の域外移転データの取扱措置

(3)域外受領者が域外移転データをさらにその他の組織、個人に移転することについての拘束力のある要求

(4)域外受領者が、実質的支配権又は経営範囲に実質的変化が生じ、又は所在国、地域のデータ安全保護政策法規及びネットワーク安全環境に変化が生じ、及びその他の不可抗力事由が生じてデータの安全を保障することが困難になったときに講じるべき安全措置

(5)法律文書に約定したデータ安全保護義務に違反した場合の是正措置、違約責任及び紛争解決方式

(6)域外に移転するデータが改竄、破壊、漏洩、紛失、移転され、又は不法取得され、不法利用される等のリスクに遭遇した際に、応急処置を適切に行うことの要求並びに個人にその個人情報権益の維持保護を保障するルート及び方式

<sup>16</sup> 例えば、個人情報保護影響評価書ひな形(本ガイドラインの付属書4)において、従来、「データ越境移転の経路」とのみ記載されていた部分に、その具体例として、「データ処理者、域外受領者のネットワークシステムドメイン名およびネットワークアドレス、データ越境移転の方法など」が追記され、記載すべき内容が明確化された。

<sup>17</sup> 従来、別個の提出書類として存在していた正確性等に関する誓約書が廃止され、データ越境移転安全評価申告書ひな形(本ガイドラインの付属書3)の末尾に統合された。

<sup>18</sup> 事業単位とは、政府が国有資産を利用して設立した教育、科学技術、文化、衛生等の公的事業を営む組織をいう。

<sup>19</sup> 「中小企業画型標準規定」(国家統計局、財政部、工業情報化部、国家発展改革委員会、2011年6月18日公布・実施)及び「統計上大中小零細企業画定規則」(国家統計局、2017年12月28日公布、実施)では、従業員数、営業収益又は資産総額等に基づき、業界ごとの中小企業の基準が定められている。主要な業界における中小企業の画定基準は下記のとおりである。なお、二つの指標について、異なる区分となった場合、より小さい方の区分の企業に分類される(例えば、ある指標は「中型」に該当し、その他の指標が「小型」に該当する場合、当該企業は小型企業に分類される。また、ある指標は「小型」に該当し、その他の指標が「零細」に該当する場合、当該企業は零細企業に分類される。)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

支払うことを促進すること等を目的とし、中小企業への保護措置、条例違反行為への懲罰措置等が規定されている<sup>20</sup>。同条例は、2020年7月5日に公布されたが、国家機関及び事業単位については中小企業に対する代金支払期限が定められていたものの、大企業については明確な代金支払期限が定められなかった。この点に関して、近年は、大企業による中小企業に対する契約代金等の支払期限が長期化している等の事情が散見されるようになり、これを解決するため、国務院は、本条例を改正し(以下「本改正条例」という。)、公布した。本改正条例の特に注目される内容は以下のとおりである。

なお、大企業は、中小企業以外の企業と定義され(3条)、例えば製造業の場合、①従業員が1,000人以上、かつ②営業収益が4億元(約80億円)以上であるときは、大企業に該当するとされている。

### ① 大企業の中小企業に対する代金支払期限の制定

改正前の条例では、国家機関及び事業単位による中小企業に対する代金の支払期限について、60日を超えてはならないと規定していたが、大企業による中小企業に対する代金支払期限は明確に規定されていなかった。これに対して、本改正条例では、大企業は、中小企業から物品や役務等を調達するにあたって、原則として引渡日から60日以内に代金を支払わなければならない(契約に別段の定めがある場合は、その約定に従うが、業界規範、取引慣行に従い支払期限を合理的に約定し、かつ遅滞なく代金を支払わなければならない)と新たに定められた。

また、大企業は、第三者からの代金支払の受領を中小企業に対する代金支払の条件とすること又は第三者からの代金支払の進捗度の割合に応じて中小企業に対して代金を支払うことを約定してはならないという規定が新設された(9条2項)。

### ② 本改正条例における代金支払義務の新規定

本改正条例では、国家機関、事業単位及び大企業と中小企業との取引において、一部に争いが存在するが、その他の部分の履行に影響を及ぼさない場合は、争いのない部分については遅滞なく支払義務を履行しなければならないと新たに規定された(15条)。

業界	指標	単位	中型	小型	零細
工業	従業員数(X)	人	$300 \leq X < 1,000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	営業収益(Y)	万元	$2,000 \leq Y < 40,000$	$300 \leq Y < 2,000$ 0	$Y < 300$
小売	従業員数(X)	人	$50 \leq X < 300$	$10 \leq X < 50$	$X < 10$
	営業収益(Y)	万元	$500 \leq Y < 20,000$	$100 \leq Y < 500$	$Y < 100$
ソフトウェア及び情報技術サービス業	従業員数(X)	人	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	営業収益(Y)	万元	$1,000 \leq Y < 10,000$	$50 \leq Y < 1,000$	$Y < 50$
リース及び商務サービス業	従業員数(X)	人	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	資産総額(Z)	万元	$8,000 \leq Z < 120,000$ 0	$100 \leq Z < 8,000$ 0	$Z < 100$

<sup>20</sup> 本ニュースレターNo.334(2020年8月24日発行)参照。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

## ③ 中小企業に対する代金支払遅延への対応に関する新規定(苦情申立プラットフォーム構築と処理手続の新設)

本改正条例では、政府は、中小企業に対する代金の支払遅延に係る苦情申立プラットフォーム<sup>21</sup>を構築し、苦情申立受理部門<sup>22</sup>は、苦情の正式受理日から 10 業務日以内に苦情申立処理部門<sup>23</sup>に移管して処理させなければならないと規定された。また、苦情申立処理部門は、苦情申立資料を受領した日から 30 日(状況が複雑な場合等は最長 90 日まで延長できる)以内に処理結果を書面の形式で苦情申立人に回答しなければならないと規定された。また、苦情申立プラットフォームの新設に伴い、苦情申立受理部門や苦情申立処理部門、苦情申立人、被申立人等の権利と義務を新たに定めている(24 条、25 条)。

## ④ その他

本改正条例では、各政府部門の職責、違法行為への監督検査及び処分、中小企業への融資支持等の規定が新設された。

(全 37 条)

## IV. その他の法令等一覧

2025 年 6 月 10 日から 2025 年 7 月 7 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである((上記にて取り扱った法令等を除く。))。

1. 「行政法規制定手続条例((改正意見募集稿))」  
((原文:行政法規制定程序条例((修订征求意见稿))  
((司法部、2025 年 6 月 5 日公布、2025 年 7 月 5 日まで意見募集))
2. 「ライブ配信電子商取引監督管理規則((意見募集稿))」  
((原文:直播电商监督管理办法((征求意见稿))  
((国家市場監督管理総局、2025 年 6 月 10 日公布、2025 年 7 月 10 日まで意見募集))
3. 「ネットワーク販売における消費品リコール監督管理のさらなる強化に関する公告」  
((原文:关于进一步加强网络销售消费品召回监管的公告)  
((国家市場監督管理総局、2025 年 6 月 12 日公布、同日施行))
4. 「自動車データ域外移転安全ガイドライン(2025 年版)(意見募集稿)」  
((原文:公开征求对《汽车数据出境安全指引(2025 版)》的意见)  
((工業情報化部、国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会などの 8 つの部門、2025 年 6

<sup>21</sup> <https://sme-dj.miit.gov.cn/#/page/portal>

<sup>22</sup> 苦情申立受理部門は、省級以上の人民政府の中小企業促進業務総合管理を担当する部門である(24 条 1 項)。

<sup>23</sup> 苦情申立処理部門は、関連部門又は地方人民政府の指定する部門である(25 条 1 項)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

月 13 日公布、2025 年 7 月 13 日まで意見募集)

5. 「ネットワーク安全標準実務指針——インターネットプラットフォーム新型腐敗の予防及び処置に係る要求(意見募集稿)」  
(原文:网络安全标准实践指南——互联网平台新型腐败预防和处置要求(征求意见稿))  
(全国ネットワーク安全標準化技術委員会、2025 年 6 月 17 日公布、2025 年 6 月 30 日まで意見募集)
6. 「クロスボーダー投融資に対する外貨管理改革の深化に関する事項についての通知(意見募集稿)」  
(原文:关于深化跨境投融资外汇管理改革有关事宜的通知(征求意见稿))  
(国家外貨管理局、2025 年 6 月 18 日公布、2025 年 7 月 18 日まで意見募集)
7. 「国家標準『ネットワーク安全技术 保存安全指針』意見募集稿」  
(原文:关于国家标准《网络安全技术 存储安全指南》征求意见稿征求意见的通知)  
(全国ネットワーク安全標準化技術委員会、2025 年 6 月 18 日公布、2025 年 8 月 17 日まで意見募集)
8. 「国家標準『ネットワーク安全技术 ソフトウェア安全開発能力評価準則』意見募集稿」  
(原文:关于国家标准《网络安全技术 软件安全开发能力评估准则》征求意见稿征求意见的通知)  
(全国ネットワーク安全標準化技術委員会、2025 年 6 月 18 日公布、2025 年 8 月 17 日まで意見募集)
9. 「治安管理处罰法(2025 年改正)」  
(原文:中华人民共和国治安管理处罰法(2025 年修订))  
(全国人民代表大会常務委員会、2025 年 6 月 27 日公布、2026 年 1 月 1 日施行)
10. 「『非水平的事業者集中審査ガイドライン(意見募集稿)』に関する意見公募の公告」  
(原文:关于公开征求《非横向经营者集中审查指引(征求意见稿)》意见的公告)  
(国家市場監督管理総局、2025 年 6 月 27 日公布、2025 年 7 月 16 日まで意見募集)
11. 「海商法(改正草案第二次審議稿)に関する意見募集」  
(原文:海商法(修订草案二次审议稿)征求意见)  
(全国人民代表大会常務委員会、2025 年 6 月 27 日公布、2025 年 7 月 27 日まで意見募集)
12. 「日本の一部地域の水産物の条件付き輸入再開に関する公告」  
(原文:海关总署公告 2025 年 140 号——关于有条件恢复日本部分地区水产品进口的公告)  
(税関総署、2025 年 06 月 29 日公布、同日施行)
13. 「税関企業信用管理規則(意見募集稿)」  
(原文:中华人民共和国海关企业信用管理办法(征求意见稿))  
(税関総署、2025 年 7 月 4 日公布、2025 年 7 月 10 日まで意見募集)

## 中国プラクティスグループ

石本 茂彦、江口 拓哉、小野寺 良文、康 石、森 規光、原 潔、鈴木 幹太、  
五十嵐 充、井村 俊介、富永 裕貴、水本 真矢、福島 翔平、岩佐 勇希、  
木内 遼、塩崎 耕平、紫垣 遼介、加瀬 由美子、佐藤 万里、重富 賢人、橋本 祐弥、  
渡邊 泰尚、朝倉 利哉、新井 雄也、上村 莉愛、金 載中、児玉 祐基、森 琢真、  
吉 佳宜、崔 俊、張 超、胡 勤芳、高 玉婷、柴 巍、戴 樂天、張 雪駿、沈 暘

## TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1  
丸の内パークビルディング  
TEL : 03-5220-1839  
FAX : 03-5220-1739  
[tokyo-sec@morihamada.com](mailto:tokyo-sec@morihamada.com)

## BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 316 号室 100004  
TEL : +86-10-6590-9292  
FAX : +86-10-6590-9290  
[beijing@morihamada.com](mailto:beijing@morihamada.com)

## SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号  
恒生銀行大廈 22 階 200120  
TEL : +86-21-6841-2500  
FAX : +86-21-6841-2811  
[shanghai@morihamada.com](mailto:shanghai@morihamada.com)